

作成年月日	平成27年9月30日
作成部局	企画県民部企画財政局市町振興課

## 県内市町の平成26年度決算見込み(普通会計)及び健全化指標等

### 1 決算規模

平成26年度の県内市町(29市12町)の決算規模は、前年度に比べ、歳入では、国庫支出金及び地方債等の減少により、441億円の減(▲1.8%)、歳出では、普通建設事業費及び補助費の減少等により、371億円の減(▲1.6%)となった。

歳入	2兆3,661億円	(対前年度比▲441億円、▲1.8%)
歳出	2兆3,187億円	(対前年度比▲371億円、▲1.6%)

### 2 決算収支

#### (1) 実質収支：276億円の黒字(対前年度比▲61億円)

- ・昭和52年度以来、38年連続黒字
- ・全団体に黒字(最大：姫路市(54.5億円)、最小：佐用町(0.7億円))

#### (2) 実質単年度収支：90億円の黒字(対前年度比▲187億円)

- ・27団体黒字、14団体赤字(最大：芦屋市(23.2億円)、最小：西宮市(▲35.4億円))

### 3 歳入・歳出の状況等

#### (1) 歳入決算の内訳

(単位：億円、%)

区 分	平成26年度		平成25年度		増減額 c a - b	増減率 c ÷ b × 100
	a	構成比	b	構成比		
1 地方税	9,009	38.1	8,884	36.9	125	1.4
うち市町村民税法人税割	603	2.5	536	2.2	67	12.5
うち市町村民税所得割	3,035	12.8	3,042	12.6	▲7	▲0.2
うち固定資産税	3,838	16.2	3,800	15.8	38	1.0
2 地方交付税等	4,280	18.1	4,397	18.2	▲117	▲2.7
地方交付税	3,102	13.1	3,210	13.3	▲108	▲3.4
臨時財政対策債	1,178	5.0	1,187	4.9	▲9	▲0.8
3 地方譲与税・交付金等	1,078	4.6	1,002	4.2	76	7.6
うち地方譲与税	162	0.7	167	0.7	▲5	▲3.0
うち地方消費税交付金	609	2.6	503	2.1	106	21.1
うち株式等譲渡所得割交付金	48	0.2	76	0.3	▲28	▲36.8
4 国庫支出金	3,656	15.5	3,747	15.5	▲91	▲2.4
5 県支出金	1,246	5.3	1,187	4.9	59	5.0
6 地方債(臨財債除く)	1,261	5.3	1,588	6.6	▲327	▲20.6
7 その他	3,130	13.2	3,298	13.7	▲168	▲5.1
歳入合計	23,661	100.0	24,102	100.0	▲441	▲1.8
一般財源(1~3)	14,367	60.7	14,283	59.3	84	0.6
特定財源(4~7)	9,294	39.3	9,820	40.7	▲526	▲5.4

※ 端数処理により、表内において合計が一致しない場合がある(以下、同じ)。

- ① 地方税 9,009 億円 (対前年度比+125 億円、+1.4%)  
 ・市町村民税所得割の減少 (▲7 億円、▲0.2%) はあるものの、企業業績の回復による市町村民税法人税割の増 (+67 億円、+12.5%)、新築家屋の増等による固定資産税の増 (+38 億円、+1.0%) したことにより増加。
- ② 地方交付税等 4,280 億円 (対前年度比▲117 億円、▲2.7%)  
 ・地方税収増に伴う基準財政収入額の増加により普通交付税が減少 (▲109 億円、▲3.8%) したことにより減少
- ③ 地方譲与税・交付金等 1,078 億円 (対前年度比+76 億円、+7.6%)  
 ・株式等譲渡所得割の増税 (H26.1.1) に伴う平成 25 年度の駆け込み需要の反動で平成 26 年度税収が減少し、交付金額が減少 (▲28 億円、▲36.8%) したものの、税率引上げ等により地方消費税交付金額が増 (+106 億円、+21.1%) 等により増加。
- ④ 国庫支出金 3,656 億円 (対前年度比▲91 億円、▲2.4%)  
 ・子育て世帯臨時特例給付金 (+60 億円、皆増) や臨時福祉給付金 (+114 億円、皆増) の創設があるものの、社会資本整備総合交付金の減少 (▲80 億円、▲22.9%) や地域の元気臨時交付金の終了 (▲264 億円、皆減) したこと等により減少。
- ⑤ 県支出金 1,246 億円 (対前年比+59 億円、+5.0%)  
 ・障害者自立支援給付費等負担金の増 (+16 億円、+7.9%) や介護給付費の増加に伴う介護給付費負担金の増 (+25 億円、+4.5%) 等により増加。
- ⑥ 地方債 1,261 億円 (対前年比▲327 億円、▲20.6%)  
 ・公社等解散に伴う第三セクター等改革推進債等の発行減 (▲258 億円、皆減) による減少のほか、普通建設事業費の減少に伴う公共事業等債や一般単独事業債の減により減少。

(2) 歳出決算の内訳

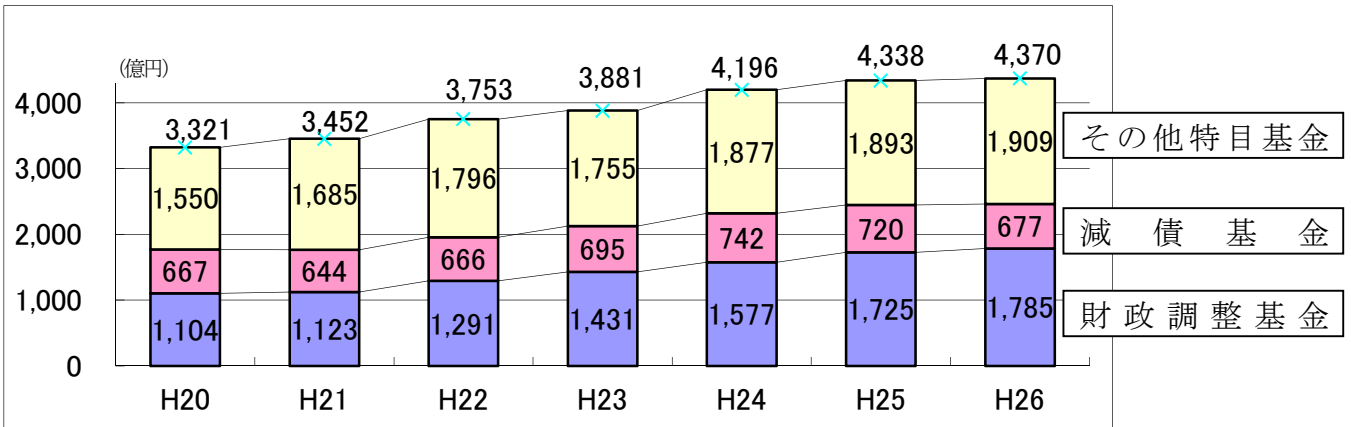
(単位：億円、%)

区 分	平成 26 年度		平成 25 年度		増減額 c a - b	増減率 c ÷ b × 100
	a	構成比	b	構成比		
義務的経費	12,355	53.3	12,110	51.4	245	2.0
人件費	3,781	16.3	3,751	15.9	30	0.8
扶助費	5,380	23.2	5,075	21.5	305	6.0
公債費	3,194	13.8	3,284	13.9	▲90	▲2.7
投資的経費	2,901	12.5	3,208	13.6	▲307	▲9.6
普通建設事業費	2,842	12.3	3,152	13.4	▲310	▲9.8
うち補助事業費	1,177	5.1	1,396	5.9	▲219	▲15.7
うち単独事業費	1,549	6.7	1,644	7.0	▲95	▲5.8
災害復旧事業費	59	0.3	55	0.2	4	7.2
その他経費	7,931	34.2	8,241	35.0	▲310	▲3.8
歳出合計	23,187	100.0	23,558	100.0	▲371	▲1.6

- ① 義務的経費 1 兆 2,355 億円 (対前年度比+245 億円、+2.0%)  
 ・繰上償還等に伴う公債費の減 (▲90 億円、▲2.7%) があつたものの、子育て世帯臨時特例給付金や臨時福祉給付金等の増に伴い扶助費が増 (+305 億円、+6.0%) したほか、国の要請に基づく給与減額措置の終了等による人件費の増 (+30 億円、0.8%) により増加。
- ② 投資的経費 2,901 億円 (対前年度比▲307 億円、▲9.6%)  
 ・地域の元気臨時交付金を活用した単独事業の減 (▲95 億円、▲5.7%) や学校耐震化事業のピーク減に伴う補助事業の減 (▲219 億円、▲15.7%) により減少。
- ③ その他経費 7,931 億円 (対前年度比▲310 億円、▲3.8%)  
 ・第三セクター等改革推進債を活用した公社等解散に係る経費の減等による補助費等の減少 (▲306 億円、▲13.5%) 等により減少。

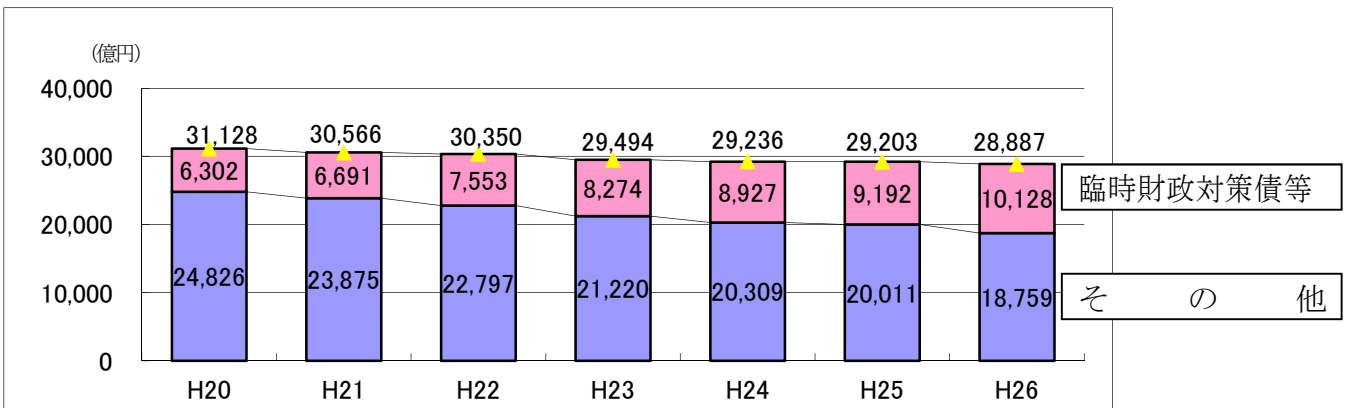
(3) 基金残高 4,370 億円 (対前年度比+32 億円、H25 末 4,338 億円)

- ・起債の繰上償還等により減債基金が減少 (▲43 億円、▲6.0%) したものの、財政調整基金の積み立て (+60 億円、+3.5%) や合併市町における地域振興基金の積み増し等によるその他特定目的基金の増 (+15 億円、+0.8%) により、全体として0.8%増加した。



(4) 地方債残高 2兆8,887 億円 (対前年度比▲316 億円、H25 末 2兆9,203 億円)

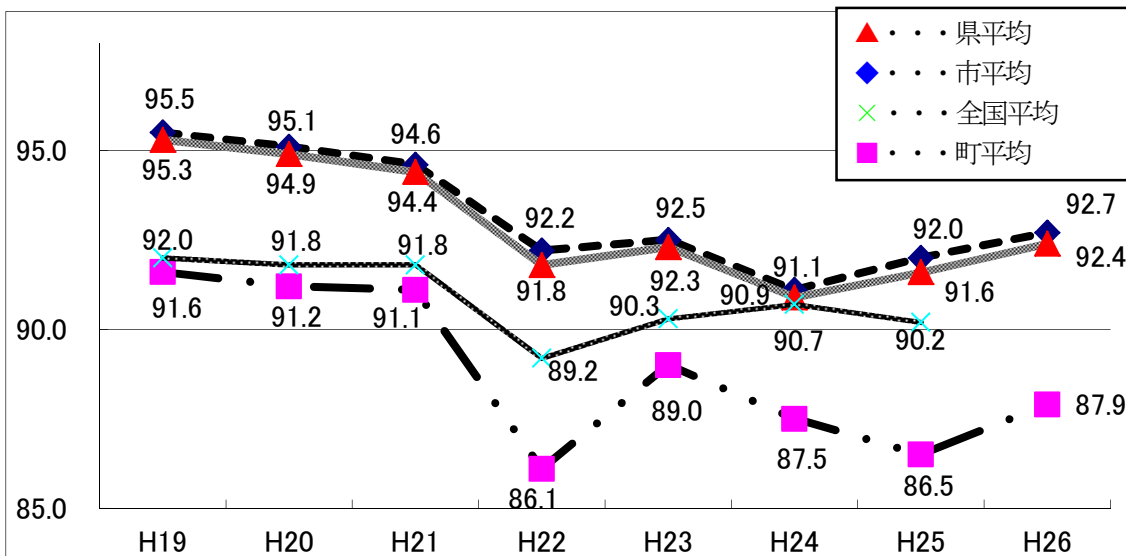
- ・繰上償還の実施等により、償還額が起債額を上回ったため、全体で1.1%減少した。
- ・平成11年度 (4兆503 億円) 以降、引き続き減少している。



4 財政指標等

(1) 経常収支比率 92.4% (対前年度比+0.8%、H25 91.6%)

- ・地方税等の経常一般財源は増加 (+83 億円、+0.7%) したものの、人件費や物件費、扶助費等の経常経費が増加 (+175 億円、+1.4%) し、経常経費の増が経常一般財源の増を上回ったため、経常収支比率は平均92.4%となり前年度から0.8%上昇した。



(2) 健全化判断比率…【別紙1】

以下の健全化判断比率は、26年度決算に基づく各市町の算定結果を速報値としてとりまとめたものであり、今後、変動する場合があります。

① 実質赤字比率

- 実質赤字団体はなし

② 連結実質赤字比率

- 連結実質赤字団体はなし

③ 実質公債費比率

- 早期健全化基準(25%以上)の超過団体はなし
- 35 団体に低下、6 団体に上昇
  - ・過去に行った繰上償還や借換抑制等に伴う公債費充当一般財源等の減少、公営企業繰出金の減少等により、35 団体に数値の低下が見られた一方で、小学校耐震事業に関連して実施する大規模改修に係る地方債の元金償還開始等により、6 団体に数値が上昇した。
  - ・地方債許可団体 (18%以上) は、昨年度の2 団体から1 団体 (上郡町) 増加し、篠山市、淡路市、上郡町の3 団体となった。
- 最高：篠山市(21.2%)、最低：猪名川町(1.7%)

実質公債費比率の高い団体の状況

(単位：%)

順位	団体名	26年度 A	25年度 B	増減 A-B	主な増減理由
1	篠山市	21.2	22.6	▲1.4	一般廃棄物処理事業債等の償還終了による公債費の減(▲8.0億円)
2	淡路市	19.7	20.7	▲1.0	繰上償還等による公債費の減(▲9.5億円)
3	上郡町	18.1	17.1	1.0	小学校耐震事業に関連して実施する大規模改修に係る公債費の増(1.4億円)

※ 主な増減理由については、実質公債費比率が3年平均であるためH26年度とH23年度の増減内容を記載

④ 将来負担比率

- 早期健全化基準(350%以上)の超過団体はなし
- 30 団体に低下したが、7 団体に上昇した
  - ・繰上償還に伴う地方債現在高の減等により、多くの団体に数値が低下した。一方、廃棄物処理施設や駅周辺整備等の実施に伴う地方債残高の増加等により、7 団体に数値が上昇した。
- 最高：上郡町(238.6%)、最低：播磨町(▲146.5%)

将来負担比率の高い団体の状況

(単位：%)

順位	団体名	26年度 A	25年度 B	増減 A-B	主な増減理由
1	上郡町	238.6	257.5	▲18.9	新規発行抑制による地方債現在高の減(▲4.0億円)
2	淡路市	229.2	237.8	▲8.6	繰上償還等による地方債現在高の減(▲11.9億円)
3	篠山市	219.0	219.1	▲0.1	新規発行抑制による地方債現在高の減(▲19.1億円) 財政調整基金取り崩しによる充当可能基金の減(▲9.6億円)

(3) 資金不足比率…【別紙2】

- 経営健全化基準 (20%以上) の超過団体は、川西市の病院事業 (25.8%) の1 事業となった。
- 資金不足が生じている事業数は、昨年度から2 減の6 事業 (病院5、交通1) となった。

<問い合わせ先>

兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課財政班 TEL：078-362-3096

【参考】平成26年度決算主要指標（普通会計） 市町別一覧表

（単位：百万円、％）

団体名	歳入総額		歳出総額		実質収支	実質単年度収支	基金残高		うち 財政調整基金	地方債 現在高		経常収支比率	増減	標準財政規模  (臨時財政対策債 発行可能額含む)
		増減率		増減率				増減率			増減率			
1 神戸市	723,425	▲ 2.8	714,158	▲ 2.5	1,568	1,568	62,352	▲ 0.9	11,006	1,122,275	▲ 0.7	96.3	1.2	380,828
2 姫路市	210,381	▲ 2.5	202,907	▲ 2.1	5,446	▲ 333	49,677	5.7	14,180	199,273	▲ 0.2	83.7	0.9	119,169
3 尼崎市	194,860	2.6	194,358	2.8	162	88	15,402	▲ 7.0	3,871	260,813	▲ 1.3	96.2	1.0	98,889
4 明石市	99,847	▲ 10.5	98,223	▲ 10.3	1,002	▲ 267	9,977	7.8	5,096	112,540	▲ 0.6	93.9	0.7	55,298
5 西宮市	168,713	2.4	167,488	4.7	491	▲ 3,543	26,068	4.9	18,442	151,444	▲ 3.2	94.3	▲ 0.1	97,216
6 洲本市	23,813	▲ 6.6	23,116	▲ 5.9	616	252	6,086	8.4	3,736	36,701	▲ 4.0	93.2	1.0	13,520
7 芦屋市	44,220	▲ 4.6	43,054	▲ 5.3	484	2,316	11,086	▲ 21.8	5,386	54,287	▲ 9.9	91.7	▲ 6.6	23,687
8 伊丹市	69,918	6.0	68,664	6.9	780	387	11,741	17.5	6,457	64,472	▲ 1.5	94.6	▲ 0.5	38,619
9 相生市	14,753	8.3	13,824	6.2	509	▲ 107	3,694	▲ 7.3	2,636	14,057	1.2	97.4	▲ 0.9	8,087
10 豊岡市	49,803	▲ 3.7	48,879	▲ 3.4	772	1,068	18,517	10.1	9,616	61,245	▲ 1.9	88.8	3.0	29,440
11 加古川市	78,478	0.6	77,689	0.2	679	476	18,282	4.9	5,344	77,723	▲ 1.8	91.1	2.9	48,714
12 赤穂市	21,634	▲ 13.6	21,304	▲ 14.0	283	97	4,016	7.7	1,965	28,099	3.8	89.2	1.7	12,189
13 西脇市	20,269	▲ 5.9	19,437	▲ 5.8	690	▲ 123	8,732	4.8	4,600	18,458	4.3	91.9	2.3	11,714
14 宝塚市	72,778	▲ 1.0	71,635	▲ 0.7	517	250	10,896	▲ 9.4	5,428	74,409	▲ 1.8	96.3	▲ 0.1	42,734
15 三木市	30,826	▲ 15.2	30,540	▲ 14.4	182	51	6,122	1.9	2,464	37,153	0.2	89.7	▲ 0.1	18,700
16 高砂市	35,996	▲ 12.3	34,717	▲ 14.4	1,153	998	4,993	28.8	2,646	33,736	▲ 0.6	86.4	▲ 1.4	19,787
17 川西市	51,255	▲ 3.0	50,635	▲ 3.1	436	22	2,477	▲ 30.0	836	51,831	0.7	96.4	▲ 0.1	29,303
18 小野市	18,839	▲ 24.6	18,369	▲ 24.7	274	204	9,231	0.1	3,946	18,896	0.5	86.0	▲ 0.7	10,999
19 三田市	40,274	13.9	39,692	14.4	453	▲ 50	9,845	▲ 27.5	3,174	39,688	▲ 1.8	95.8	1.9	22,627
20 加西市	18,621	▲ 19.4	18,432	▲ 19.1	120	▲ 218	3,405	▲ 3.3	2,164	17,238	1.5	89.9	1.4	11,640
21 篠山市	23,484	▲ 1.3	22,829	▲ 1.6	453	▲ 810	7,638	▲ 10.0	3,410	24,792	▲ 7.2	101.2	6.5	14,335
22 養父市	21,222	13.5	20,344	16.5	812	1,980	10,376	7.1	5,188	22,105	▲ 9.9	83.9	▲ 1.5	13,087
23 丹波市	46,646	21.9	41,950	17.3	2,171	▲ 85	14,001	▲ 12.3	4,681	36,532	9.3	83.0	1.9	22,618
24 南あわじ市	30,291	7.2	29,416	9.0	739	840	9,430	7.5	2,729	36,985	2.5	87.1	3.1	16,892
25 朝来市	23,256	▲ 11.3	22,356	▲ 11.7	622	761	8,521	▲ 2.0	4,077	27,291	▲ 2.1	84.9	▲ 1.4	13,187
26 淡路市	29,972	▲ 8.4	29,492	▲ 8.8	290	1,092	9,969	21.0	2,471	46,048	▲ 2.5	88.6	▲ 1.2	17,880
27 宍粟市	24,993	0.7	23,829	▲ 0.0	829	1,017	7,785	1.2	3,008	31,474	▲ 3.8	90.5	▲ 0.2	15,401
28 加東市	18,505	▲ 8.9	17,679	▲ 9.2	810	55	11,902	7.4	5,626	19,006	0.5	83.3	0.4	11,828
29 たつの市	35,055	2.5	33,883	3.0	934	352	15,051	4.9	6,634	37,104	0.1	86.2	▲ 0.4	21,437
30 猪名川町	10,751	9.5	10,050	8.3	414	198	5,397	▲ 7.5	2,810	7,363	3.8	86.2	▲ 1.0	6,599
31 多可町	11,995	▲ 7.8	11,799	▲ 7.0	176	▲ 65	6,809	1.8	3,221	16,012	▲ 5.3	92.7	0.3	7,786
32 稲美町	10,054	▲ 1.0	9,460	▲ 1.2	539	23	4,262	7.8	2,442	8,469	1.8	86.0	1.3	6,420
33 播磨町	11,227	8.2	10,315	12.2	751	▲ 647	7,023	▲ 0.8	4,704	8,264	▲ 1.3	91.4	1.9	6,558
34 市川町	5,597	▲ 0.6	5,403	0.0	179	76	1,044	21.2	770	5,481	▲ 5.0	85.8	1.8	3,707
35 福崎町	8,739	16.3	8,543	16.6	183	▲ 90	1,585	▲ 13.3	1,276	10,240	6.6	90.3	4.5	5,035
36 神河町	9,020	14.5	8,831	14.6	171	237	3,543	29.8	1,947	10,349	5.2	89.9	0.4	5,364
37 太子町	10,098	2.9	9,613	1.3	357	284	3,469	1.9	2,255	8,941	2.4	86.3	▲ 0.2	6,801
38 上郡町	7,300	▲ 5.0	7,189	▲ 4.1	108	▲ 342	555	▲ 27.1	407	10,028	▲ 3.8	103.3	8.8	4,936
39 佐用町	13,476	▲ 3.7	13,383	▲ 3.7	67	526	8,869	1.7	2,792	16,179	▲ 0.3	81.8	▲ 1.8	8,898
40 香美町	15,151	4.5	14,829	5.0	306	914	4,289	7.6	2,814	18,496	0.9	81.1	1.8	8,642
41 新温泉町	10,523	▲ 7.2	10,435	▲ 2.6	34	▲ 453	2,927	15.8	2,227	13,243	▲ 2.8	87.0	1.2	6,528
合計														
市計(神戸市含)	2,242,128	▲ 2.0	2,198,900	▲ 1.8	24,279	8,334	387,271	0.5	150,816	2,755,671	▲ 1.1	92.7	0.7	1,239,824
市計(神戸市除)	1,518,703	▲ 1.7	1,484,742	▲ 1.4	22,710	6,766	324,919	0.8	139,810	1,633,395	▲ 1.4	91.1	0.5	858,996
町計	123,930	1.8	119,848	2.5	3,285	662	49,771	2.9	27,667	133,065	▲ 0.1	87.9	1.3	77,272
県計(神戸市含)	2,366,059	▲ 1.8	2,318,748	▲ 1.6	27,563	8,996	437,042	0.8	178,483	2,888,735	▲ 1.1	92.4	0.8	1,317,096
県計(神戸市除)	1,642,633	▲ 1.4	1,604,590	▲ 1.1	25,995	7,427	374,690	1.0	167,477	1,766,460	▲ 1.3	90.9	0.7	936,268

【参考】平成26年度決算主要指標（普通会計） 市町別一覧表

(単位：%)

	実質公債費比率		将来負担比率	増減	徴収率								特別徴収実施率	増減	ラスパイレス指数 (26.4.1参考値)	
	増減率	増減			全税目（現線計）		個人住民税（現線計）		固定資産税（現線計）		個人住民税（現年）				増減	増減
			増減	増減	増減	増減	増減	増減								
神戸市	8.7	▲1.4	86.1	▲8.5	97.3	0.7	96.1	0.7	97.4	0.5	98.8	0.1	80.8	1.7	101.5	▲0.4
姫路市	6.4	▲1.5	25.1	▲17.3	94.6	0.5	93.7	0.4	93.6	0.6	98.4	0.2	81.1	1.5	101.7	0.1
尼崎市	13.5	0.5	136.0	▲11.7	93.4	1.1	89.9	1.0	93.7	0.8	97.4	0.2	79.1	1.4	97.9	▲0.3
明石市	4.3	▲1.4	54.1	▲3.9	93.7	0.5	93.7	0.5	92.4	0.5	98.3	0.2	83.4	2.0	101.8	0.0
西宮市	5.5	▲1.6	36.6	▲6.4	95.7	0.6	96.7	0.7	95.5	0.7	98.9	0.1	80.4	1.4	101.7	▲1.3
洲本市	12.6	▲0.7	121.1	7.1	92.4	0.6	94.5	0.2	89.3	0.8	98.8	▲0.3	73.2	1.2	100.1	0.5
芦屋市	9.9	▲3.1	119.7	2.3	95.4	0.9	93.6	0.3	97.5	1.7	99.0	▲0.3	78.5	1.4	105.8	0.5
伊丹市	9.4	1.3	20.9	▲5.9	97.0	0.4	95.2	0.1	97.8	0.4	98.7	0.1	80.3	1.3	101.4	▲2.4
相生市	13.0	0.9	111.2	5.2	96.4	0.9	94.8	0.4	96.7	1.1	98.5	▲0.1	78.4	1.9	99.0	0.3
豊岡市	13.9	▲1.6	110.8	▲9.7	92.9	0.3	92.9	0.7	91.6	0.1	98.5	0.3	74.2	2.8	94.7	▲0.4
加古川市	5.9	▲0.8	-(▲1.5)	▲12.3 (▲13.8)	94.4	0.1	94.4	▲0.3	93.5	0.2	98.8	0.1	82.4	2.0	101.0	0.1
赤穂市	9.8	▲0.4	131.8	▲5.9	94.2	0.3	93.6	0.0	93.3	0.3	98.8	0.0	80.9	0.8	97.0	▲0.9
西脇市	8.4	▲1.2	29.8	▲7.1	90.6	▲0.1	91.9	0.6	87.6	▲0.6	98.5	0.4	68.0	4.4	98.0	0.0
宝塚市	6.5	▲1.3	48.8	▲0.7	92.4	0.3	93.7	0.3	90.5	0.3	98.7	0.1	75.9	1.2	99.1	▲2.5
三木市	7.2	▲1.5	55.6	▲12.8	92.7	0.5	92.8	0.4	91.0	0.5	98.4	0.1	78.6	1.6	99.4	6.2
高砂市	9.6	0.5	76.3	▲9.7	94.0	0.8	91.8	0.3	93.9	0.3	98.3	0.1	82.1	1.6	98.9	0.5
川西市	11.9	▲0.4	133.4	▲13.9	90.9	0.3	96.4	0.5	84.6	0.1	98.7	▲0.1	79.8	1.9	99.9	▲1.9
小野市	7.6	▲1.5	-(▲24.8)	-(▲4.4)	95.8	0.6	94.4	0.2	95.7	0.3	98.5	▲0.1	77.3	2.3	101.3	0.5
三田市	9.2	▲0.7	1.7	1.7(15.1)	95.0	0.5	95.9	0.5	93.2	0.6	99.3	0.2	80.4	1.8	100.8	▲1.8
加西市	12.4	▲1.8	66.5	▲8.0	94.5	0.5	94.1	0.3	93.7	0.7	98.7	0.1	75.5	3.1	99.6	0.8
篠山市	21.2	▲1.4	219.0	▲0.1	94.3	▲0.4	94.8	0.2	92.6	0.1	98.7	0.0	73.2	1.2	94.0	0.3
養父市	13.1	▲1.5	47.5	▲23.9	90.2	1.2	94.8	0.6	84.5	1.1	99.3	0.5	76.7	1.6	95.2	0.8
丹波市	8.4	▲1.5	26.1	14.1	94.0	0.6	95.9	0.4	91.3	0.7	98.8	0.0	70.6	1.8	96.2	0.4
南あわじ市	13.6	▲0.7	131.7	▲2.3	89.3	0.2	90.5	▲0.1	86.4	0.3	98.0	0.2	68.2	2.8	96.7	▲0.5
朝来市	13.0	▲2.3	48.7	▲14.7	93.9	0.3	93.7	0.0	93.3	0.4	98.5	0.0	74.8	0.8	97.1	0.8
淡路市	19.7	▲1.0	229.2	▲8.6	87.8	0.7	89.0	0.2	84.3	1.2	97.6	0.4	67.0	1.8	97.2	▲0.2
宍粟市	15.1	▲1.5	136.5	▲8.4	91.0	1.6	92.9	1.1	88.3	1.9	98.5	0.6	72.2	2.7	97.7	0.4
加東市	6.7	▲2.2	-(▲67.4)	-(▲21.7)	94.7	3.2	94.6	0.2	93.9	5.2	98.7	0.0	74.5	3.4	98.4	0.5
たつの市	14.0	▲1.1	65.2	▲12.2	89.6	0.5	91.3	0.2	86.0	0.6	98.6	0.2	76.7	1.7	98.6	0.3
猪名川町	1.7	▲1.2	-(▲104)	-(20)	92.6	0.3	96.0	0.3	88.9	0.2	99.3	0.2	77.9	1.7	97.7	▲2.8
多可町	14.7	▲0.1	33.0	▲8.9	93.5	1.1	93.8	0.7	92.0	1.4	99.0	0.3	67.2	2.4	98.0	▲0.2
稲美町	7.5	▲0.7	11.8	▲11.1	93.3	0.4	92.1	0.0	92.4	0.8	98.7	0.3	79.3	2.0	97.6	0.3
播磨町	2.7	▲1.3	-(▲146.5)	-(0.6)	94.9	0.4	92.2	0.7	95.2	0.2	98.2	0.1	81.7	2.0	98.6	1.1
市川町	13.2	▲1.5	92.1	▲18.6	93.8	0.3	95.1	▲0.4	91.9	0.8	98.6	▲0.5	76.8	1.0	97.9	▲0.3
福崎町	11.9	0.2	153.4	31.9	93.4	0.4	92.1	▲0.1	92.1	0.2	98.7	0.3	77.5	1.9	99.5	0.2
神河町	16.1	▲0.8	43.7	▲2.4	96.1	▲0.2	94.5	▲0.1	96.3	▲0.3	98.7	0.3	77.8	2.4	98.1	0.1
太子町	11.4	▲1.2	45.8	2.3	91.2	0.7	91.4	0.3	89.6	1.3	98.5	0.1	79.1	1.1	98.1	0.3
上郡町	18.1	1.0	238.6	▲18.9	95.2	▲0.0	94.9	0.8	95.2	▲0.6	99.0	0.6	79.4	4.4	97.0	1.3
佐用町	9.7	▲2.1	13.1	▲21.8	92.2	0.5	96.1	0.0	89.3	0.7	98.8	0.2	76.6	2.0	98.0	0.5
香美町	13.6	▲2.9	128.8	▲24.0	91.2	0.1	94.6	0.6	87.7	0.0	98.5	0.0	67.3	1.0	95.1	0.3
新温泉町	15.1	▲1.8	110.0	▲14.7	93.9	0.2	96.4	0.3	90.9	0.3	99.1	0.1	72.6	0.5	95.0	▲0.6
市計(神戸市含)	9.2	▲1.1	72.4	▲8.2	95.0	0.1	94.6	▲0.8	94.3	▲0.1	98.6	0.1	79.5	1.7	100.0	▲0.3
市計(神戸市除)	9.4	▲0.9	66.2	▲8.2	94.0	▲0.4	94.0	▲0.1	93.0	▲0.6	98.5	0.1	79.0	1.7	99.5	▲0.1
町計	11.0	▲1.1	42.7	▲6.1	93.4	0.4	93.6	0.3	92.0	0.4	98.7	0.1	76.7	1.9	97.5	0.0
県計(神戸市含)	9.3	▲1.1	70.7	▲8.1	95.0	0.6	94.6	0.5	94.2	0.6	98.6	0.1	79.4	1.7	99.8	▲0.3
県計(神戸市除)	9.5	▲1.0	64.3	▲8.0	94.0	0.6	94.0	0.5	92.9	0.6	98.5	0.1	78.9	1.7	99.2	▲0.2

【別紙1】県内市町の健全化判断比率一覧

速報値

(単位:%)

市町名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率			将来負担比率			
		(参考) 早期健全 化基準		(参考) 早期健全 化基準		順位	対前年度 増減率 (▲は改善)		順位	対前年度 増減率 (▲は改善)	
神戸市	—	11.25	—	16.25	8.7	14	▲ 1.4	86.1	25	▲ 8.5	
姫路市	—	11.25	—	16.25	6.4	6	▲ 1.5	25.1	10	▲ 17.3	
尼崎市	—	11.25	—	16.25	13.5	30	0.5	136.0	36	▲ 11.7	
明石市	—	11.25	—	16.25	4.3	3	▲ 1.4	54.1	20	▲ 3.9	
西宮市	—	11.25	—	16.25	5.5	4	▲ 1.6	36.6	14	▲ 6.4	
洲本市	—	12.90	—	17.90	12.6	25	▲ 0.7	121.1	31	7.1	
芦屋市	—	12.18	—	17.18	9.9	20	▲ 3.1	119.7	30	2.3	
伊丹市	—	11.50	—	16.50	9.4	16	1.3	20.9	9	▲ 5.9	
相生市	—	13.73	—	18.73	13.0	26	0.9	111.2	29	5.2	
豊岡市	—	11.83	—	16.83	13.9	33	▲ 1.6	110.8	28	▲ 9.7	
加古川市	—	11.27	—	16.27	5.9	5	▲ 0.8	— (▲1.5)	1	▲12.3 (▲13.8)	
赤穂市	—	13.03	—	18.03	9.8	19	▲ 0.4	131.8	34	▲ 5.9	
西脇市	—	13.09	—	18.09	8.4	12	▲ 1.2	29.8	12	▲ 7.1	
宝塚市	—	11.39	—	16.39	6.5	7	▲ 1.3	48.8	19	▲ 0.7	
三木市	—	12.56	—	17.56	7.2	9	▲ 1.5	55.6	21	▲ 12.8	
高砂市	—	12.51	—	17.51	9.6	17	0.5	76.3	24	▲ 9.7	
川西市	—	11.84	—	16.84	11.9	22	▲ 0.4	133.4	35	▲ 13.9	
小野市	—	13.18	—	18.18	7.6	11	▲ 1.5	— (▲24.8)	1	— (▲4.4)	
三田市	—	12.26	—	17.26	9.2	15	▲ 0.7	1.7	6	1.7 (15.1)	
加西市	—	13.10	—	18.10	12.4	24	▲ 1.8	66.5	23	▲ 8.0	
篠山市	—	12.83	—	17.83	21.2	41	▲ 1.4	219.0	39	▲ 0.1	
養父市	—	12.94	—	17.94	13.1	28	▲ 1.5	47.5	17	▲ 23.9	
丹波市	—	12.26	—	17.26	8.4	12	▲ 1.5	26.1	11	14.1	
南あわじ市	—	12.65	—	17.65	13.6	31	▲ 0.7	131.7	33	▲ 2.3	
朝来市	—	12.93	—	17.93	13.0	26	▲ 2.3	48.7	18	▲ 14.7	
淡路市	—	12.60	—	17.60	19.7	40	▲ 1.0	229.2	40	▲ 8.6	
宍粟市	—	12.75	—	17.75	15.1	36	▲ 1.5	136.5	37	▲ 8.4	
加東市	—	13.08	—	18.08	6.7	8	▲ 2.2	— (▲67.4)	1	— (▲21.7)	
たつの市	—	12.36	—	17.36	14.0	34	▲ 1.1	65.2	22	▲ 12.2	
猪名川町	—	14.19	—	19.19	1.7	1	▲ 1.2	— (▲104.0)	1	— (20.0)	
多可町	—	13.81	—	18.81	14.7	35	▲ 0.1	33.0	13	▲ 8.9	
稲美町	—	14.26	—	19.26	7.5	10	▲ 0.7	11.8	7	▲ 11.1	
播磨町	—	14.21	—	19.21	2.7	2	▲ 1.3	— (▲146.5)	1	— (0.6)	
市川町	—	15.00	—	20.00	13.2	29	▲ 1.5	92.1	26	▲ 18.6	
福崎町	—	14.98	—	19.98	11.9	22	0.2	153.4	38	31.9	
神河町	—	14.77	—	19.77	16.1	38	▲ 0.8	43.7	15	▲ 2.4	
太子町	—	14.12	—	19.12	11.4	21	▲ 1.2	45.8	16	2.3	
上郡町	—	15.00	—	20.00	18.1	39	1.0	238.6	41	▲ 18.9	
佐用町	—	13.54	—	18.54	9.7	18	▲ 2.1	13.1	8	▲ 21.8	
香美町	—	13.60	—	18.60	13.6	31	▲ 2.9	128.8	32	▲ 24.0	
新温泉町	—	14.22	—	19.22	15.1	36	▲ 1.8	110.0	27	▲ 14.7	
								35団体で改善、6団体で悪化		30団体で改善、7団体で悪化	

注1 実質赤字比率、連結実質赤字比率について、赤字が生じない団体は「—」で表示。  
 注2 将来負担比率について、公債費充当可能財源等が将来負担額を上回るため比率が算定されない団体は、「—」で表示。  
 (下段括弧書きで、公債費充当可能財源等の超過率を参考表示。)  
 注3 順位は、比率の低い順。

## 【別紙2】県内市町の資金不足比率の状況

事業	団体	H26年度(速報値)			H25年度(実績)		備考
		資金不足額 (百万円)	資金不足 比率 (%)	解消(予定) 年度	資金不足額 (百万円)	資金不足 比率 (%)	
病院	西宮市	20	0.4	未定	248	6.2	一般会計から長期貸付を受けたことにより、資金不足比率が改善。
	宝塚市	327	3.5	未定	1,052	11.3	他会計から長期貸付を受けたことにより、資金不足比率が改善。
	川西市 [経営健全 化基準以 上]	1,018	25.8	H30	611	16.0	医師は確保したものの看護師の確保ができず、病床の再開ができなかったため、資金不足比率が悪化。 [H27年度中に経営健全化計画を策定予定]
	たつの市	29	2.1	H30	22	1.5	医師の退職等による医業収益の減少により、資金不足比率が悪化。
	新温泉町	156	16.1	H30	128	12.7	医師の退職等による医業収益の減少により、資金不足比率が悪化。
観光	たつの市	-	-	-	281	36.0	一般会計からの繰入により、資金不足額が解消。 なお、H27年度より指定管理者方式を導入。
交通 [自動車 運送]	尼崎市 (H27廃 止)	-	-	-	213	9.3	一般会計からの繰入により、資金不足額が解消。 (H28年度から民営化[阪神バスに路線移譲]の予定)
	神戸市	1,197	11.5	未定	794	7.4	営業収益の減少等により、資金不足比率が悪化。

● 経営健全化基準・・・資金不足比率20%以上



## ■ 用語集

### 1 財政収支の均衡をみる指標

項目	算定式	説明
形式収支	歳入決算額－歳出決算額	現金主義の建前に立って、当該年度中に収入された現金（前年度からの繰越金を含む。）と支出された現金との差額を示した指標
実質収支	形式収支－翌年度に繰り越すべき財源	発生主義の要素を加味して、当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額、いわば地方公共団体の純剰余又は純損失を示した指標
単年度収支	当該年度実質収支－前年度実質収支	前年度の実質収支を除外した当該年度のみの実質的な収入と支出との差額を示した指標
実質単年度収支	単年度収支＋財政調整基金積立額＋起債繰上償還額（任意に行ったもの）－財政調整基金取崩額	単年度収支から、実質的な赤字要素（基金積立、繰上償還）及び赤字要素（基金取崩）を考慮した実質的な単年度収支を示した指標

### 2 財政構造の弾力性をみる指標

項目	算定式	説明
経常収支比率	$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源等}} \times 100$ <p>           経常経費：人件費、扶助費、公債費等            経常一般財源：地方税、普通交付税、地方譲与税等         </p> <p>※ H13以降においては、経常一般財源に、減税補填債及び臨時財政対策債の発行額を加えて算出する（H19以降減税補填債に替えて減収補填債特例分を加えて算出）。</p>	<p>経常的経費に経常一般財源がどの程度充てられているかを示した比率で、比率が小さいほど、臨時の財政需要に充当できる経常一般財源（経常剰余財源）が大きくなり、財政構造が弾力的であるといえる。</p> <p>※ 公営企業会計における「経常収支比率」とは定義が異なる。</p>
標準財政規模	<p>地方公共団体の一般財源の標準的規模を示したもので、通常水準の行政活動を行ううえで必要な一般財源の総量</p> $\left( \begin{array}{l} \text{市町村民税所得割における} \\ \text{税源移譲相当額の25\%} \\ \text{特別とん譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{地方道路譲与税} \\ \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{児童手当特例交付金} \\ \text{地方消費税交付金に係る} \\ \text{引き上げ分の25\%} \end{array} \right) \times \frac{100}{75} + \left( \begin{array}{l} \text{特別とん譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{地方道路譲与税} \\ \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{児童手当特例交付金} \end{array} \right) + \text{普通交付税額} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$	

### 3 その他

項目	説明
普通会計	<p>個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっている等のため、財政比較や統一的な把握が困難である。このため地方財政統計上統一に用いられている会計区分。</p> <p>一般会計と、特別会計のうち公営事業会計に属するもの以外の会計を合算した会計区分をいう。</p> <p>※ 公営事業会計… 公営企業（水道、病院、交通など）、国民健康保険事業、介護保険事業、老人保健医療事業、収益事業（競馬、競艇、宝くじなど）、農業共済事業など独立採算を原則とする事業の会計</p>
一般会計	<p>地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計で、地方公共団体の会計の中心をなすもの。特別会計で計上される以外のすべての経費を一般会計で処理しなければならない。</p> <p>※ 特別会計… 一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計。</p> <p>特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例で設置することができる。（地方自治法第209条第2項）</p>
臨時財政対策債	<p>地方財政対策において、地方財源の不足に対処するため、従来の交付税特別会計借入金による方式に代えて、平成13年度より地方財政法第5条の特例となる地方債として発行されるもの。</p> <p>この臨時財政対策債の元利償還金は、翌年度以降の地方交付税の算定において基準財政需要額に全額算入される。</p> <p>なお、臨時財政対策債（又は臨時財政対策債発行可能額）は、通常の地方債とは異なり、各指標（経常収支比率、実質公債費比率等）の算定において一般財源として取り扱う。</p>

## 《地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要》

### ○ 基 準

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、全団体が、(1) 実質赤字比率、(2) 連結実質赤字比率、(3) 実質公債費比率、(4) 将来負担比率の4つの健全化判断比率を算定・公表することとされ、その1つでも別表1「早期健全化基準(α値)」、「財政再生基準(β値)」を上回った場合は、それぞれ「財政健全化計画」、「財政再生計画」の策定が義務付けられ、早期に財政状況を是正することが求められる。

また、公営企業についても、資金不足比率を算定・公表することとされ、その比率が別表2「経営健全化基準(γ値)」を上回った公営企業は、「経営健全化計画」の策定が義務付けられる。

〔健全化判断比率等は、平成19年度決算から算定・公表され、平成20年度決算から基準以上となった団体に対する計画策定の義務付けが適用される。〕

(別表1)

	早期健全化基準(α値)		財政再生基準(β値)	
	市町村	(参考)都道府県	市町村	(参考)都道府県
実質赤字比率	標準財政規模に応じて 11.25~15.0%	3.75%	20.0%	5.0%
連結実質赤字比率	標準財政規模に応じて 16.25~20.0%	8.75%	30.0% (20、21年度は40.0% 22年度は35.0%)	15.0% (20、21年度は25.0% 22年度は20.0%)
実質公債費比率	25.0%	25.0%	35.0%	35.0%
将来負担比率	350.0%	400.0% (都道府県・政令市)	—	—

(別表2)

	経営健全化基準(γ値)
資金不足比率	20.0%

### ○ 各指標の算式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：
  - 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
  - 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 実質連結赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
  - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
  - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
  - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
  - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{(\text{3ヵ年平均}) \cdot \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
  - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
  - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ハ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
  - ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元金償還金} \cdot \text{準元金償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
  - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
  - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
  - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
  - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
  - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
  - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
  - ト 連結実質赤字額
  - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足の額}}{\text{事業の規模}}$$

資本の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額。

なお、施設の耐用年数と企業債償還年限の違いから発生する赤字等については、資金の不足額から一定控除されることとなっています。

事業の規模：料金収入など主たる経営活動から生じる収益等に相当する額。